

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法 の一部を改正する法律案 概要

平成28年4月13日

一 区画審設置法改正関係（小選挙区へのアダムズ方式導入）

- 1 都道府県別定数配分は、いわゆる「アダムズ方式」により行う。
(区画審設置法3条2項)
- 2 「アダムズ方式」による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、10年に1度の大規模国勢調査でのみ行う。(区画審設置法3条3項)
※ この「アダムズ方式」導入に係る改正については「公布の日から施行する」としており、施行後直近の大規模国勢調査である平成32年国勢調査から適用されることとなる。(附則1条本文)
- 3 2の中間年に実施される簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数は変更せず、較差が2倍以上となったときに区割り改定で対応する。(区画審設置法3条3項・4条2項)
- 4 2及び3に係る勧告は、国勢調査の速報値が官報で公示された日から1年以内に行う。(区画審設置法4条1項・2項)
- 5 各選挙区の人口について、「日本国民の人口」に限る。
(区画審設置法3条1項)

二 公職選挙法改正関係（定数削減、比例ブロックへのアダムズ方式導入）

- 1 衆議院議員の定数を10減する（小選挙区6減、比例代表4減）。
(公選法4条1項)
- 2 比例ブロックの定数配分についても、いわゆる「アダムズ方式」により行うことを明記する。
(公選法13条7項)

三 附則関係（平成27年国勢調査に基づく小選挙区の0増6減、比例代表の0増4減に係る措置、見直し条項、施行期日）

- 1 小選挙区定数6減の対象県は、平成27年簡易国勢調査に基づき「アダムズ方式」により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員1人当たり人口の最も少ない都道府県から順に6県とする旨のルールを明記する。
(附則2条2項1号)

- 2 平成 27 年簡易国勢調査に基づく改定案の作成については、各小選挙区の人口に関し、将来見込人口を踏まえ、次回の見直し（平成 32 年大規模国勢調査に基づく見直し）までの 5 年間を通じて較差 2 倍未満となるように区割りを行う。 (附則 2 条 3 項 1 号ロ)
- 3 2 に係る勧告は、この法律の施行の日から 1 年以内においてできるだけ速やかに行う。 (附則 2 条 4 項)
- 4 比例定数 4 減の対象ブロックについても、平成 27 年簡易国勢調査に基づき「アダムズ方式」によりブロック別定数を計算した場合に減員対象となるブロックのうち、議員 1 人当たり人口の最も少ないブロックから順に 4 ブロックとする旨のルールを明記する。 (附則 3 条 1 号)
- 5 この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、不断の見直しが行われるものとする旨の検討条項を置く。 (附則 5 条)
- 6 この法律は、公布の日から施行する。ただし、二に係る規定については、平成 27 年の国勢調査の結果に基づいて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う法律の施行の日から施行する。 (附則 1 条)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

(衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正)

第一条 衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成六年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「は、各選挙区の人口」の下に「(最近の国勢調査(統計法(平成十九年法律第五十三号)第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。))の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)」及び「を基本」を削り、同条に次の二項を加える。

2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数(その除数で各都道府県の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。))の合計数が公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。))とする。

3 次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとする。

第四条第一項中「(平成十九年法律第五十三号)」を削り、同条第二項中「人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは」を「国勢調査(統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百七十五人」を「四百六十五人」に、「二百九十五人」を「二百八十九人」に、「百八十人」を「百七十六人」に改める。

第十三条第一項中「別表第一」を「別に法律」に改め、同条第三項中「別表第一に掲げる」を削り、同

条第五項中「別表第一」を「第一項に規定する法律で定める選挙区」に改め、同条に次の一項を加える。

7 別表第二は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。以下この項において同じ。）の結果によつて、更正することを例とする。

この場合において、各選挙区の議員数は、各選挙区の人口（最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。以下この項において同じ。）を比例代表基準除数（その除数で各選挙区の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が第四条第一項に規定する衆議院比例代表選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

別表第二北海道の項中「八人」を「第十三条第一項に規定する法律（以下この表において「改定法」という。）で定める数」に改め、同表東北の項中「十四人」を「改定法で定める数」に改め、同表北関東の項中「二十人」を「改定法で定める数」に改め、同表南関東の項中「二十二」を「改定法で定める数」

に改め、同表東京都の項中「十七人」を「改定法で定める数」に改め、同表北陸信越の項中「十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表東海の項中「二十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表近畿の項中「二十九人」を「改定法で定める数」に改め、同表中国の項中「十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表四国の項中「六人」を「改定法で定める数」に改め、同表九州の項中「二十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表中「この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項で定める数）に改め、同表中「この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同条の規定による改正後の公職選挙法（附則第三条及び第四条において「新公職選挙法」という。）第十三条第一項に規定する法律の施行の日（附則第四条において「一部施行日」という。）から施行する。

（平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告並びに法制上の措置）

第二条 衆議院議員選挙区画定審議会は、第一条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。）第四条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく新選挙区画定審議会法第二条の規定による改定案（以下この条において「平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案」という。）の作成及び勧告を行うものとする。

2 前項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成に当たっては、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区（以下この項及び次項において「小選挙区」という。）の数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 二百八十九人を衆議院小選挙区選出議員の定数と、平成二十七年の国勢調査を新選挙区画定審議会法第四条第一項の国勢調査とみなして新選挙区画定審議会法第三条第二項の規定の例により得られる小選挙区の数（以下この号において「新方式小選挙区定数」という。）が、第二条の規定による改正前の公職選挙法（次項第二号及び次条において「旧公職選挙法」という。）別表第一における都道府県の区域内の小選挙区の数（次号において「改正前小選挙区定数」という。）より少ない都道府県のうち、当該

都道府県の平成二十七年国勢調査人口（平成二十七年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。次項及び次条において同じ。）を新方式小選挙区定数で除して得た数が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第一順位から第六順位までに該当する都道府県 新方式小選挙区定数

二 前号に掲げる都道府県以外の都道府県 改正前小選挙区定数

3 第一項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成は、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって行わなければならない。

一 各小選挙区の人口に関し、次に掲げる基準に適合すること。

イ 各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口が、平成二十七年国勢調査人口の最も少ない都道府県の区域内における平成二十七年国勢調査人口の最も少ない小選挙区の平成二十七年国勢調査人口以上であつて、かつ、当該平成二十七年国勢調査人口の二倍未満であること。

ロ 各小選挙区の平成三十二年見込人口（平成二十七年国勢調査人口に、平成二十七年国勢調査人口を平成二十二年国勢調査人口（平成二十二年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。）で除して得た数を乗じて得た数をいう。以下この項において同じ。）が、平成三十二年見込人口の最も少な

い都道府県の区域内における平成三十二年見込人口の最も少ない小選挙区の平成三十二年見込人口以上であつて、かつ、当該平成三十二年見込人口の二倍未満であることを基本とすること。

二 小選挙区の改定案の作成は、旧公職選挙法別表第一に掲げる小選挙区のうち次に掲げるものについて行うことを基本とすること。この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口及び平成三十二年見込人口の均衡を図り（イに掲げる小選挙区の改定案の作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ 前号イ及びロの都道府県の区域内の小選挙区

ロ 前項第一号に掲げる都道府県の区域内の小選挙区

ハ 前号の基準に適合しない小選挙区

二 ハに掲げる小選挙区を前号の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区

4 新選挙区画定審議会法第二条の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の勧告は、新選挙区画定審議会法第四条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年以内においてできるだけ速

やかに行うものとする。

5 政府は、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条の規定による勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数)

第三条 新公職選挙法第十三条第一項に規定する法律で定める新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区(以下この条において「比例選挙区」という。)の議員数は、次の各号に掲げる比例選挙区の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 百七十六人を衆議院比例代表選出議員の定数と、平成二十七年の国勢調査を新公職選挙法第十三条第七項の国勢調査とみなして同項後段の規定の例により得られる議員数(以下この号において「新方式比例定数」という。)が、旧公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数(次号において「改正前比例定数」という。)より少ない比例選挙区のうち、当該比例選挙区の平成二十七年国勢調査人口を新方式比例定数で除して得た数が最も少ない比例選挙区から順次その順位を付した場合における第一順位から第四順位までに該当する比例選挙区 新方式比例定数

二 前号に掲げる比例選挙区以外の比例選挙区 改正前比例定数

(適用区分)

第四条 新公職選挙法の規定は、一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この条において「一部施行日以後の初回の総選挙」という。）から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び一部施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

(不断の見直し)

第五条 この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする。

理由

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差に係る累次の最高裁判所大法廷判決及び平成二十八年一月十四日に行われた衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を十人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数平成三十二年以降十年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとし、あわせて平成二十七年の国勢調査の結果に基づく特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案 新旧対照表
 ○衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）（第一条関係）〔公布日施行〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

（改定案の作成の基準）

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口（最近の国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。

3 次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとする。

現行

（改定案の作成の基準）

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

(勧告の期限等)

第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査（統計法第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の国勢調査（統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に、第二条の規定による勧告を行うものとする。

(勧告の期限等)

第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、第二条の規定による勧告を行うことができる。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第二条関係）〔平成二十七年国勢調査の結果に基づく区割り改定と同時に施行〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（議員の定数）

第四条 衆議院議員の定数は、四百六十五人とし、そのうち、二百八十九人を小選挙区選出議員、百七十六人を比例代表選出議員とする。

2・3 （略）

（衆議院議員の選挙区）

第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別に法律で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

※ 別表第一は一旦「削除」という形をとるが、区画審による区割り改定により、新たな区割りを規定するものとして改めて定められる。

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第二で定める。

3 行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。

4 （略）

5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する法律で定める選挙区が最初に更正されるまでの間

（議員の定数）

第四条 衆議院議員の定数は、四百七十五人とし、そのうち、二百九十五人を小選挙区選出議員、百八十人を比例代表選出議員とする。

2・3 （略）

（衆議院議員の選挙区）

第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別表第一で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第二で定める。

3 別表第一に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。

4 （略）

5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、別表第一が最初に更正されるまでの間は、衆議院（比例代表選出）

は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。

6 (略)

7 別表第二は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。以下この項において同じ。）の結果によつて、更正することを例とする。この場合において、各選挙区の議員数は、各選挙区の人口（最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。以下この項において同じ。）を比例代表基準除数（その除数で各選挙区の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が第四条第一項に規定する衆議院比例代表選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。

別表第一 削除

※ 別表第一は一旦「削除」という形をとるが、区画審による区割り改定により、新たな区割りを規定するものとして改めて定められる。

別表第二（第十三条関係）

選挙区

北海道

第十三条第一項に規定する法律（以下この表において「改定法」という。）で定める数

議員数

東北

(略)

改定法で定める数

議員の選挙区は、なお従前の区域による。

6 (略)

(新設)

別表第一（第十三条関係）

(略)

別表第二（第十三条関係）

選挙区

北海道

議員数
八人

東北

(略)

十四人

北 関 東 (略)	改定法で定める数	北 関 東 (略)	二十人
南 関 東 (略)	改定法で定める数	南 関 東 (略)	二十二 人
東 京 都	改定法で定める数	東 京 都	十七 人
北 陸 信 越 (略)	改定法で定める数	北 陸 信 越 (略)	十一 人
東 海 (略)	改定法で定める数	東 海 (略)	二十一 人
近 畿 (略)	改定法で定める数	近 畿 (略)	二十九 人
中 国 (略)	改定法で定める数	中 国 (略)	十一 人
四 国 (略)	改定法で定める数	四 国 (略)	六 人
九 州 (略)	改定法で定める数	九 州 (略)	二十一 人

※ 議員数は一旦「第十三条第一項に規定する法律で定める数」という形をとるが、小選挙区の区割り改定と同時に、新たな定数が定められる。
(削る)

この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。